

○追手門学院大学学部学生認定留学奨学金規程

2023年2月10日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学（以下、「本学」という。）が追手門学院大学学部学生認定留学規程に基づき認定留学を許可する学生に給付する認定留学奨学金（以下、「本奨学金」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本奨学金は、追手門学院大学学部学生認定留学規程により認定留学の許可を得た者に対し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給することで経済支援を行い、認定留学を奨励することを目的とする。

(対象者)

第3条 本奨学金の対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請時及び受給時に本学に在籍している学部学生であること。
- (2) 当該学生が所属する学部の学部会議にて認定留学の許可を得ていること。
- (3) 別に定める選考基準を満たしていること。

(対象となる期間)

第4条 本奨学金の支給は、1回限りとし、最長で2学期までとする。

(申請期間)

第5条 申請は認定留学の申請と同時に行うこととする。

(申請手続き)

第6条 本奨学金の受給を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を前条で定める期日までに国際連携企画課に提出しなければならない。

- (1) 認定留学奨学金申請書
- (2) その他本学が提出を指定した書類

(選考)

第7条 本奨学金の受給者は、国際連携企画委員会の議を経て、学長が指名する副学長が決定する。

2 選考基準、選考手続等については、国際連携企画委員会が別に定める。

(給付額)

第8条 本奨学金は給付制とし、給付額は当該学生が所属する学部の授業料相当額とする。
ただし、他の奨学金等により授業料相当額の減免を受けている場合は、その額を差し引いた実負担額とする。

(支給)

第9条 本奨学金の受給者は、第4条に定める期間の授業料その他の学費から前条に定める給付額を差し引いて納付するものとする。ただし、すでに給付対象となる授業料相当額が納付済みの場合は、給付額を当該学生が指定する本人名義の口座へ返金する。

2 他の奨学金等との重複受給については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業料相当額を全額受給する奨学金等と重複して受給することはできない。
- (2) 国の高等教育修学支援制度と重複して受給することはできない。
- (3) 前各号以外の奨学金等との重複受給は、当該奨学金等の規定によるものとする。

(留学の中止及び取消に伴う返還)

第10条 受給者について、本奨学金の対象となる認定留学が中止又は取消となった場合、給付を取り消すことがある。

2 本奨学金を受給した後に取消があった場合には、受給者は所定の期日内にその全額を返還しなければならない。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、国際連携企画課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。